

北海道気候変動適応計画

令和2年 3月

北海道



目 次

| | |
|--------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 第1章 計画策定の背景、趣旨等 | 2 |
| 1 気候変動の影響への「適応」とは | 2 |
| 2 気候変動に関する国内外の動き | 3 |
| 3 計画策定の趣旨、位置付け等 | 6 |
| 第2章 本道の地域特性 | 9 |
| 1 地理的特性 | 9 |
| 2 経済・産業的特性 | 9 |
| 3 社会的特性 | 11 |
| 第3章 気候の長期変化と将来見通し | 12 |
| 1 気候の長期変化 | 12 |
| 2 気候変化の将来見通し | 16 |
| 第4章 気候変動による影響 | 19 |
| 1 国による影響評価結果 | 19 |
| 2 本道において予測される影響等 | 21 |
| 第5章 適応に関する既存施策等 | 25 |
| 第6章 影響評価の考え方 | 32 |
| 第7章 適応の推進方策 | 35 |
| 1 適応の取組の推進に関する基本方向 | 35 |
| 2 各主体の役割 | 40 |
| 3 計画の進捗管理 | 41 |

はじめに

平成 28 (2016) 年 8 月、相次いで上陸・接近した台風は、北海道に記録的な大雨をもたらし、道民の日常生活や農業などの地域の基幹産業、道路・交通・水道などの社会基盤に大きな被害が発生しました。

平成 30 (2018) 年 7 月には、梅雨前線の停滞などにより道内各地で大雨となり、再び道民生活や産業などに大きな被害が発生したほか、令和元 (2019) 年 5 月には、佐呂間町で最高気温が 39.5 度に達し、北海道の観測史上初めてとなる 39 度台が観測されています。

全国的にみても、各地で猛暑日や記録的な集中豪雨などが頻発しており、熱中症など健康面での悪影響や土砂崩れ・河川氾濫による社会・経済活動への被害、野生動物の生息域の変化などが懸念されています。

こうした気候変動の影響に対処するためには、温室効果ガスの排出抑制等を行う「緩和」だけではなく、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に対しての「適応」を進めることが重要です。

平成 26 (2014) 年 11 月に公表された気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第 5 次評価報告書では、「温室効果ガスの継続的な排出は、更なる温暖化と気候システムに長期にわたる変化をもたらし、これにより人々に深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響を及ぼす」ことなどが示され、気候変動による影響を抑制するため、「緩和」と「適応」を併せて実施する重要性を指摘しています。

また、国においては、適応策の実効性を高め、多様な関係者の連携・協働により取組を進めるため、平成 30 (2018) 年 6 月に「気候変動適応法」を公布し、同年 12 月に施行したほか、同年 11 月に同法の規定に基づく「気候変動適応計画」を閣議決定しました。

道においては、こうした気候変動に対処する国内外での動きを踏まえ、平成 30 (2018) 年 9 月に、「適応」の取組の基本的な考え方を示す「北海道における気候変動の影響への適応方針」を策定したところですが、本道の地域特性や社会情勢の変化などに応じて、「適応」に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため、この度、「北海道気候変動適応計画」を策定しました。

今後は、本計画に基づき、道の関係部局が連携のもと、道民や事業者等のご協力をいただきながら、気候変動の影響への「適応」に取り組んでいくこととします。